



内閣府提出資料

平成23年3月26日(土)

【男女共同参画の視点から】

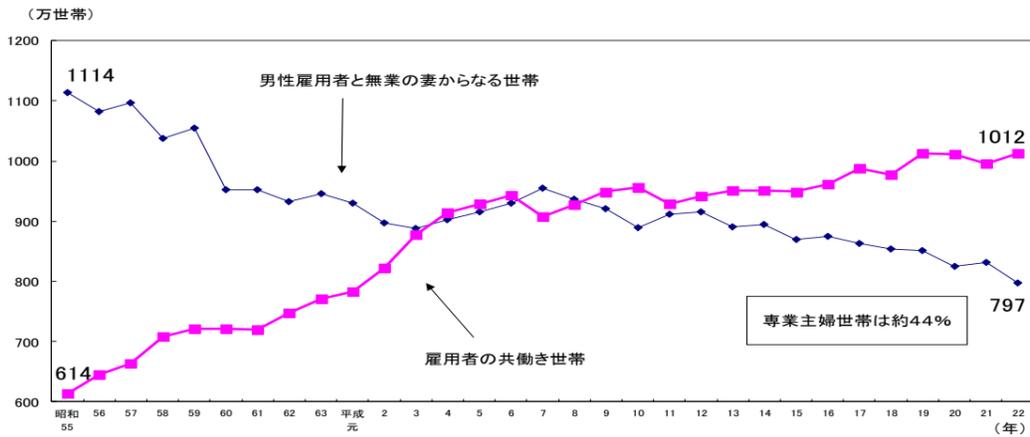
昨今の経済社会情勢を踏まえ、男女がともに生きやすい社会、働く意欲のある女性が能力を発揮できる社会を創るためにも、男女共同参画の視点から、かつての**男性片働きを前提とした制度を、一人ひとりの活動の選択に中立的な制度とすべく検討**することが必要。

特に、配偶者控除制度や年金の第3号被保険者制度、非正規労働者への社会保険適用の在り方については、更なる検討が必要。

制度設計当時とは世帯像や働き方が大きく変化。

1. 共働き世帯の増加

・1990年代には、男性片働き世帯数を共働き世帯数が上回り、現在も増加傾向。



(備考) 1.昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
2.「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非労働者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3.「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

35~39歳の未婚率の推移

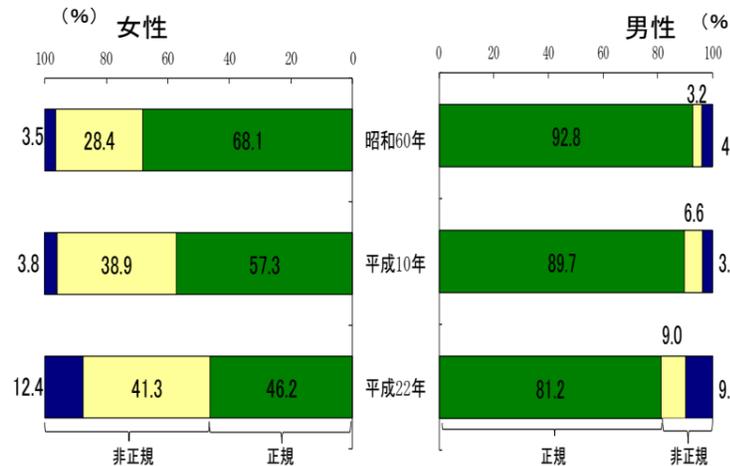
	1980年	2005年
男性	8.5%	30.0%
女性	5.5%	18.4%

*総務省「国勢調査」

2. 非正規雇用の増加

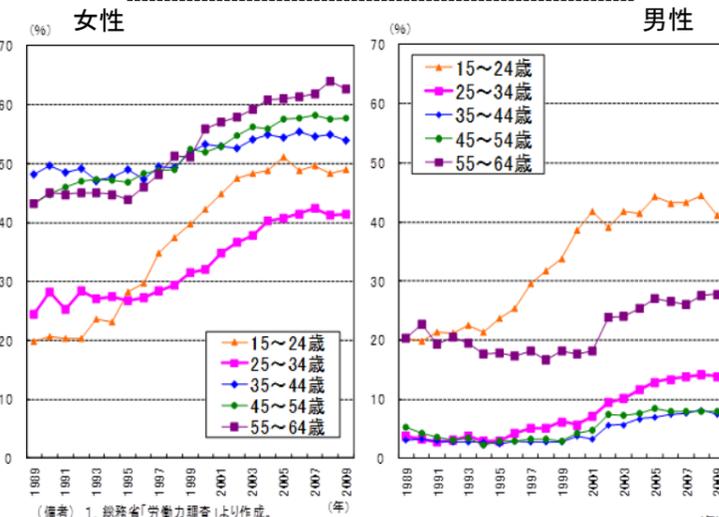
- ・非正規労働者の割合は女性雇用者の半数超(女性パートタイム労働者の約2割が就業調整を行っている(厚生労働省平成18年調査))
- ・男性雇用者においても特に若年層で増加傾向。
※ 男性世帯主の安定的雇用を前提とした現行制度にほころび。
⇒ 非正規労働者への社会保険の適用拡大の検討が必要。

非正規雇用者割合の推移



(備考) 昭和60年から平成13年は、総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)より、16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
■正規の職員・従業員
□パート・アルバイト
■その他(労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他)

年代別非正規雇用者割合の推移

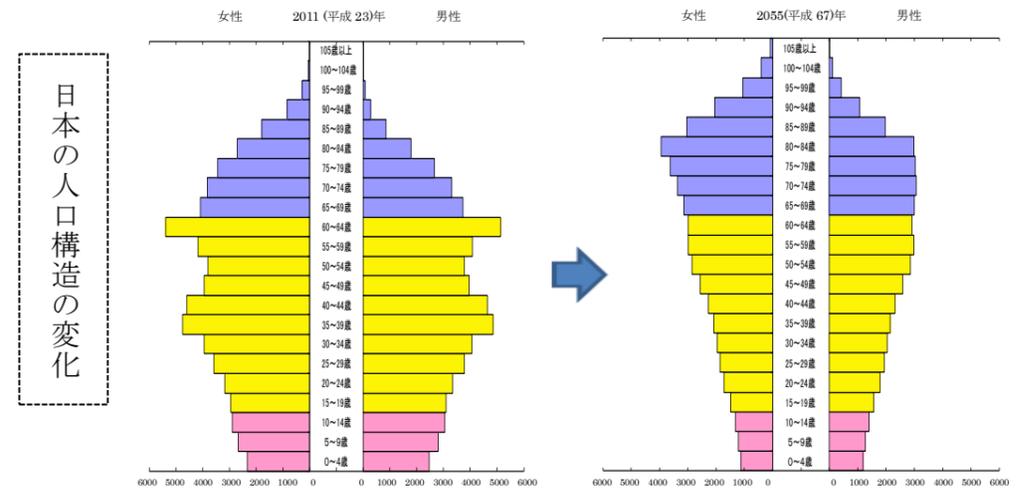


(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 非正規雇用率=(非正規の職員・従業員)/(正規の職員・従業員+非正規の職員・従業員)×100。
3. 2001(平成13)年以前は「労働力調査特別調査」の各年2月の数値、2002(平成14)年以降は「労働力調査(詳細集計)」の各年平均の数値により作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

女性の潜在力の発揮が経済社会の活性化に不可欠。就業継続や子育て後の再就業の支援が重要。

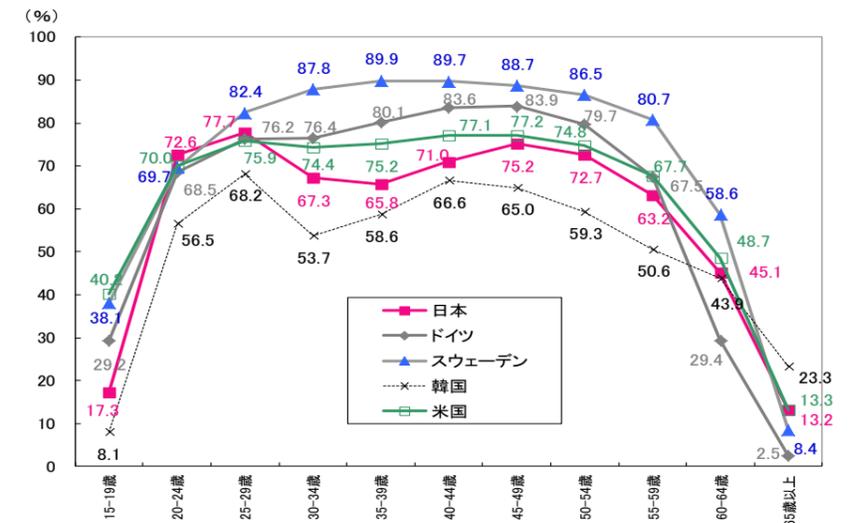
3. 人口減少・高齢化と女性の潜在力

- ・人口構造が変化し、労働力人口が減少。
- ・我が国の女性労働力率は30歳代を底とするM字カーブ。(結婚、出産、子育てを期に就業を中断する女性が多い)
- ・一方で、女性の潜在的労働力(就業希望者数)は340万人程度。(全労働力人口の5%程度)



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」中位推計

女性の労働力率



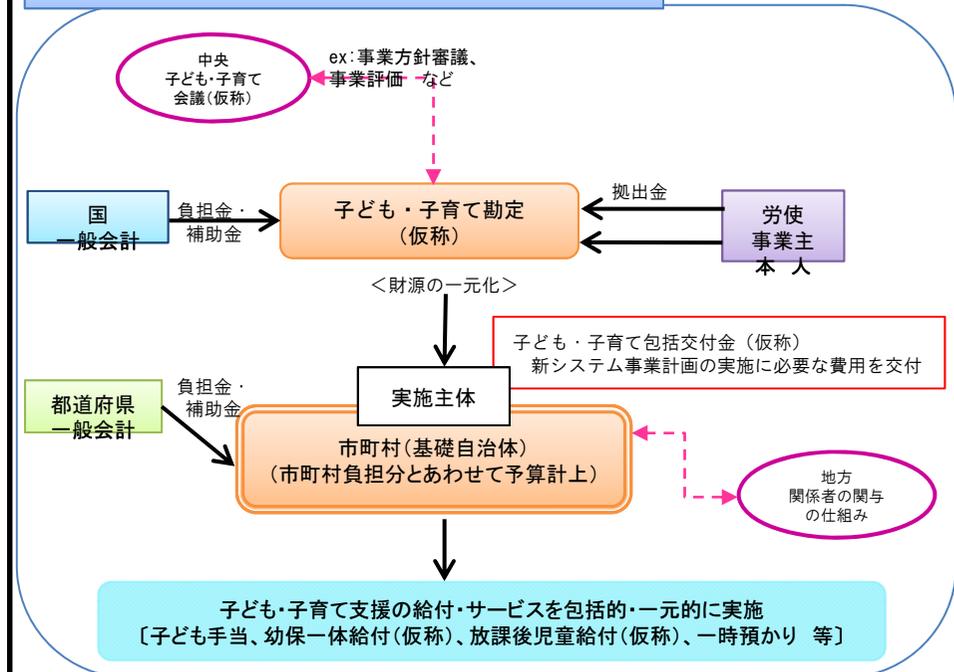
(備考) 1. 「労働力率」…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。
2. 米国の「15~19歳」は、16から19歳。
3. 日本は総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成21年)、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
4. 日本は平成21年(2009年)、韓国は平成19年(2007年)、その他の国は平成20年(2008年)時点の数値。

子ども・子育て新システムについて

I 基本的な考え方

- すべての子どもへの質の高い幼児教育・保育を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援
 - すべての子ども・子育て家庭への支援（子ども手当、地域子育て支援など）
 - 幼稚園・保育所の一体化（こども園（仮称）の創設）
- **質の高い幼児教育・保育の一体的提供**
 - ・ 地域における幼児教育・保育の計画的整備及びこども園（仮称）等により、質の確保された幼児教育・保育が一体的に提供
- **保育の量的拡大**
 - ・ 幼稚園からこども園（仮称）への移行により、保育が量的に拡大
 - ・ 客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置（指定制）により、保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献
- **家庭における養育支援の充実**
 - ・ 幼稚園・保育所からこども園（仮称）への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・サービスを実施
 - 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 子ども・子育て会議（仮称）の設置
 - 有識者、地方公共団体、労使代表、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討
- 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
 - 国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制・財源を一元化
 - 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

II 子ども・子育て新システムのイメージ



子ども・子育て新システムの構築により

すべての子どもへの質の高い幼児教育・保育を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援

希望するすべての女性が働き続けることができる社会の実現

- 幼保一体化で質の高い教育・保育を保障
- 子育て支援サービス（こども園（仮称）等、放課後児童クラブ）の拡充、待機児童の解消
- 女性の労働力増（M字カーブの解消）
- 将来の社会保障・経済の担い手の増

III 検討スケジュール

- 内閣府をはじめ関係府省の副大臣、政務官クラスで構成する作業グループの下に、地方公共団体、労使、関係団体等の参画するワーキングチームを開催して具体的な制度案を検討中。
- 子ども・子育て新システムは、社会保障の中でも優先課題とされており、社会保障改革の検討スケジュールにあわせ、4月には成案をまとめられるよう、地方団体をはじめとする関係者との合意形成に注力。